

平成 22 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 東 洋 合 成 工 業 株 式 会 社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 正 輝  
 ( J A S D A Q コード番号 4970 )  
 問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 経 営 企 画 部 長 川 村 繁 夫  
 電 話 番 号 0 4 7 - 3 2 7 - 8 0 8 0 ( 代 表 )

### 「株主優待制度の贈呈基準変更」に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り株主優待制度の贈呈基準の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株主優待制度の贈呈基準変更の要旨

現在、当社は株主優待制度として、毎年 3 月 31 日時点の株主名簿に記録された 100 株以上を所有する株主の皆様に対し、千葉県特産品を贈呈しております。

しかしながら、株主優待制度実施に伴う事務コスト負担の増加および株主の皆様に対する公平な利益還元のあるあり方という観点から総合的に検討いたしました結果、誠に遺憾ではございますが株主優待の贈呈基準を現行の 100 株より 500 株以上へ引き上げさせていただくこととしました。

なお、次期の通期業績見通しは黒字化を見込んでいることから、年間配当金として 1 株あたり 3 円の復配（期末配当）を予定しております。

今後も引き続き株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識し、業績の向上に努めてまいりますので、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、事情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示します)

	所有株式数	優待内容
変更前	期末日現在の株主名簿に基づき <u>100 株以上</u>	千葉県特産品 (2,000 円相当)
変更後	期末日現在の株主名簿に基づき <u>500 株以上</u>	変更前と同じ

#### 3. 株主優待制度の贈呈基準変更の時期

平成 23 年 3 月 31 日時点の株主名簿に記載された株主様より実施いたします。

(平成 22 年 3 月 31 日 (前期末) 時点の取り扱いにつきましては、従来通り 100 株以上を所有する株主の皆様へ千葉県特産品 (2,000 円相当) を贈呈いたします)

以 上